

# 向島百花園マネジメントプラン

---

向島百花園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

## 目次

はじめに	14-3
I 向島百花園の基本的事項	14-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 向島百花園の開園概要	14-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 向島百花園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	14-8
2 取組方針	14-10
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	14-19
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
向島百花園の現況写真	
<資料編>	14-24
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 向島百花園に関する資料	

## はじめに

---

「向島百花園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 向島百花園の基本的事項

## 1 都市計画等

### (1) 都市計画の概要

- ・名 称 東京都市計画公園第8・3・1号向島百花園公園
- ・位 置 墨田区東向島三丁目地内
- ・面 積 1.1ha
- ・種 別 特殊公園（植物）
- ・決定告示 （当初）昭和32年12月21日 建設省告示第1689号  
（最終）平成6年1月28日 墨田区告示第14号

### (2) 向島百花園の基本的な性格・役割

本園は区部北東部に位置する都市計画公園である。本園は、江戸の町人文化が花開いた文化・文政期（1804～1830年）に造られた庭園であり、佐原菊塙によって開かれたものである。花屋敷、新梅屋敷とも称されたが、文化6年頃から百花園と呼ばれるようになり、また、当初梅園として営まれたが、その後、園主や文人達の構想で詩歌にゆかり深い草本類が多数栽培され、池泉、園路、建物、30余の石碑などを巧みに配した特異の地割を有している。江戸時代の花園として僅かに今日に遺り、貴重な文人庭の遺構として、昭和53年10月に国の名勝及び史跡の指定を受けている。

本園は文化財庭園として、その歴史的文化的価値を広く後世に伝える役割を担っており、また、歴史・文化・自然を兼ね備えた庭園として、都市空間にうるおいと風格を与え、多くの人々に利活用されることによって現代の文化的生活に寄与する役割を有している。

本園は、園内には多数の野草が栽植されており、特に秋の七草のほか、秋季における花草の美しさは有名である。明治の末年頃から草木には枯死してしまったものもあるが、園内の景観は今もなお趣を保ち、開園当時の家屋が残されており、江戸時代の花園として現存する数少ないもののひとつである。また、平成14年には、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められている。

## 2 過去の取組の成果等

### (1) 過去の取組の成果

「向島百花園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

#### ○貴重な文化財を後世に引継ぎ庭園の文化を世界に発信する都立庭園

多言語パンフレットの作成、配布、無料Wi-Fiサービスの提供などを実施した。

展示施設において英語表記による解説を設けた。

#### ○都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立庭園

墨田区の生涯学習センターと協力し、朝顔の江戸仕立て講座を実施した。墨田区立花図書館と連携し、館内に朝顔の園芸や秋の七草、お月見コーナーを設置した。都立農産高校と連携し、変化朝顔を展示した。

## (2) 向島百花園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・庭園管理の技術・技能を継承し、文化財庭園としての価値を高める。
- ・文化財庭園の特色ある魅力を高め、サービス向上につなげる。
- ・江戸・東京を代表する都立庭園の歴史と文化を世界に発信する。

## 3 社会状況等の変化

### (1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

### (2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）（平成29年3月）
- ・東京都における文化財庭園の保存活用計画（向島百花園）（令和4年2月）

## Ⅱ 向島百花園の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名称	都立向島百花園（むこうじまひゃっかえん）
開園日	昭和14年7月8日
開園面積	10,885.88㎡（令和4年9月1日現在）
公園種別	特殊公園（動植物）
入園料	一般150円、65歳以上70円 ※小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料
所在地	墨田区東向島三丁目
アクセス	東武スカイツリーライン「東向島」、京成電鉄押上線「京成曳舟」 都営バス 亀戸-日暮里（里22）「百花園前」

#### (2) 主な公園施設

ハギのトンネル、花の棚、つる物棚、集会場（御成座敷）、児童遊園

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

利用者の多くは、園内の草花の観賞を目的としており、特にハギの開花時期の来園が多い。また、当園の福祿寿尊が隅田川七福神の一つであり、それを巡ってくる利用者も多い。御成座敷は、昼間は句会や茶会、食事会などに利用され、夜間は、同窓会、会合などの利用が多い。

#### (2) 利用者動向

##### ・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計 (人)	37,579	41,077	110,156	115,643	118,963

##### ・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人) 37,579	0	0	3,731	2,226	1,741	5,968
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	4,929	5,672	2,850	8,666	0	1,796

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の期間については臨時休園とした。

令和2年3月28日～令和2年5月31日

令和2年12月26日～令和3年6月3日

令和4年1月11日～令和4年3月21日

※年間利用者数、月別利用者数は有料区域の利用者数を示しており、開放公園区域の部分の利用者数は含んでいない。

**(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）**

3 団体・約 120 名が、ガイド活動や清掃活動などを行っている。

**(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）**

大輪朝顔展（大輪朝顔や変化朝顔の展示当等）」「萩まつり（萩のトンネル・萩や秋の七草展示市等）」などが行われた。

## Ⅲ 向島百花園の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：東京2020大会をレガシーとして継承する都立庭園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するために東京2020大会に向けてユニバーサルデザイン化した施設について、適切な維持管理を行っていく。

また、大会の機運を高めるため実施してきたイベントについては、大会レガシーとして継続するとともに、さらなる発展を促進する。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

#### ■目標2：貴重な文化財を後世に引継ぎ庭園の文化を世界に発信する都立庭園

【プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト】

多様な「和」の体験プログラムの提供、東京の日本庭園の連携による魅力の発信、外国語によるガイドなど案内機能の強化等により、東京を訪れる国内外の人々をはじめとする様々な来園者に対し、庭園の文化を発信していく。

また、より多くの方々に庭園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、作庭意図を踏まえた質の高い管理を行うとともに、庭園内施設の復元・修復に努める。

◎主な取組確認項目：“おもてなし”の取組、復元・修復等の取組

#### ■目標3：独自の魅力づくりに取り組む都立庭園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

庭園の魅力を向上させ、利用促進につなげるため、国指定文化財として適切に保存・活用するとともに、庭園の価値を積極的に掘り起こし、庭園独自の魅力をアピールしていく。

また、より多くの方々に公園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目：魅力発掘の取組

## ■目標 4：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立庭園

### 【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立庭園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や庭園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに庭園の管理運営を進めていくとともに、管理所を庭園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、  
情報受発信等の取組

## 2 取組方針

「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」（平成29年3月、東京都建設局公園緑地部）及び「東京都における文化財庭園の保存活用計画（向島百花園）」（令和4年2月、東京都建設局公園緑地部）（以下、「保存活用計画」という。）に基づき、ゾーン別の基本方針を定めるとともに、各ゾーンの特徴をふまえた維持管理・運営管理、ならびに修復・復元に係る基本的な方針について、次のように定める。

### （1）ゾーン別基本方針

「保存活用計画」に基づきゾーンを定め、目標に関する具体的記述をゾーン毎に行い、管理運営及び修復・復元の取組方針を定めるうえでの方向性を示す。

#### 1：草庭の景観ゾーン

草花を鑑賞する庭として、江戸の園芸文化を体験できる風情を保存活用する。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・御成座敷（おなりざしき）
- ・ハギのトンネル
- ・花の棚（はなのたな）
- ・つる物棚（つるものたな）

#### 2：池泉を中心とした水辺の景観ゾーン

池沼と一体となった草庭の景を保存活用する。

#### 3：疎林と石碑の景観ゾーン

疎林と石碑から構成かされた都会の静けさの中で草木を鑑賞できる快適な空間を保全する。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・句碑、石碑

#### 4：正門前の景観ゾーン

江戸の情緒を感じられる庭園の導入としてふさわしい空間の拡充と快適なサービスを提供する管理機能を備えた場として管理する。

#### B：遊具広場ゾーン

- ・児童遊園のあるゾーン

地域の利用ニーズも踏まえつつ、文化財庭園とのつながりを感じられる空間として管理する。子ども用遊具等があり、安全で快適な利用に対応していく。

#### N：管理ヤードゾーン

庭園の管理のための敷地ゾーン

#### Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する庭園外縁部

本庭園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図っていく。区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図る。住宅地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などにより、直接的な悪影響等を及ぼさないよう留意する。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図  
向島百花園



凡例	記号	名称
	①	早期遊覧ゾーン
	②	水辺遊覧ゾーン
	③	森林と石積遊覧ゾーン
	④	正門前遊覧ゾーン
	B	強民広場ゾーン
	M	管理ヤードゾーン
	O	外縁部ゾーン

この地図は、鳥居部全体の図面を基に、主要な施設及び2000坪程度の敷地を基として作成したものであります。(詳細図面)は別途図面を参照してください。

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらおう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

## 2) 本公園の維持管理における留意事項

### ①作庭意図の尊重

庭園のもつ特性を正確に把握し、各時代の作庭意図を尊重しつつ、「保存活用計画」に基づき、文化財庭園としての価値と内容を確保する。

- ・江戸時代の大衆嗜好を反映した庶民的な庭園構成を特徴としており、狭い空間に草本を中心とした様々なものが配置されており、来園者の視線も細部にわたることを前提とした管理を行う。
- ・園主や文人達が詩歌にゆかりの深い草花を集めて作庭した江戸時代の文人庭の遺構としての雰囲気や損なうことのないよう留意するとともに、草花の細やかな管理を行うことで、品種の管理、維持に努める。特にトウゴウギクのような、いわれのある植物については、維持保存はもとより、来歴等についてもきちんと把握しておく。
- ・維持管理にあたっては、庭園のもつ静謐な空間を損なうことのないように、作業等について格段の配慮をする。

### ②外周部の景観の維持

庭園の外壁や石垣、大径木の樹林などは、東京の風格あるまちの景観を形成しているため、庭園の外周部についても、周辺と調和のとれた維持管理を行う。

### ③文化財に対する意識と事前協議の徹底

庭園の持つ文化遺産としての本質的価値を把握し、文化財保護法に従って庭園の価値を保存管理する。なお、年度当初に所在地の文化財担当課(教育委員会事務局等)と当該年度の維持管理及び修繕、補修、改修について事前協議を行い、文化財保護法

第 125 条に基づく現状変更許可申請について調整する。

#### ④開放公園区域の管理

有料区域外にある児童遊園であり、日常的に地域の子供達の利用が多くあることに配慮し、公園の園路や広場に死角をつくらないなど、関係機関や地域の人々との連携も考慮し活気ある安全な公園づくりに取り組む。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

##### ③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

##### ④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」

都立庭園において、日本の多様な伝統文化を体験できるプログラムを実施することなどにより、国内外からのお客様をおもてなしする取組を進める。

##### ②東京の日本庭園の連携による魅力の発信

都内の官民それぞれの庭園が連携し、共通ガイドブックの作成や外国人観光客を対象とした庭園周遊ツアーの実施などを通して、庭園の魅力を広くアピールする。

##### ③国内外からのお客様への案内機能の強化

ガイドボランティアによる案内の充実、ICTを活用したガイドサービスの導入などにより、庭園の案内機能の強化を図る。多言語表記によるホームページや解説資料、外国語によるガイドを充実させるなどの取組により、海外からの来園者へのサービスを向上させる。

##### ④周辺施設や企業との連携

地元自治体や周辺施設、民間企業等との連携を強化することにより、庭園のプロ

モーシヨンの積極的な展開、庭園をめぐるスタンプラリーの実施、ウエルカムチケットの活用など、新たな客層の獲得につながる魅力づくりや利用者サービスの向上を図っていく。

**⑤ 植物園との連携・利用促進**

神代植物公園や夢の島熱帯植物館などの植物園施設との連携を図ることなどにより、更なる利用促進を図る。

## 4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

### 1) 地震災害

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

### 2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

### 3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

### 4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

### 5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### 6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

## (5) 改修・再整備の取組について

庭園区域については、庭園の歴史的変遷や作庭意図を理解し、継続的かつ計画的に庭園内の各施設の修復を行う。時代によって変遷する来園者ニーズに対しては、文化財の保存と均衡を保ちながら可能な限り対応できるよう努力する。修復及び安全性や快適性を長期的に確保していくための改修等は「保存活用計画」に基づき実施し、修復、改修、再整備の対象となる施設の現況特性に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

開放公園区域の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

### ①施設の復元・修復

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、庭園内施設の修復及び庭園建築物の復元などを行う。

## IV 図面・写真

現況平面図 向島百花園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

向島百花園



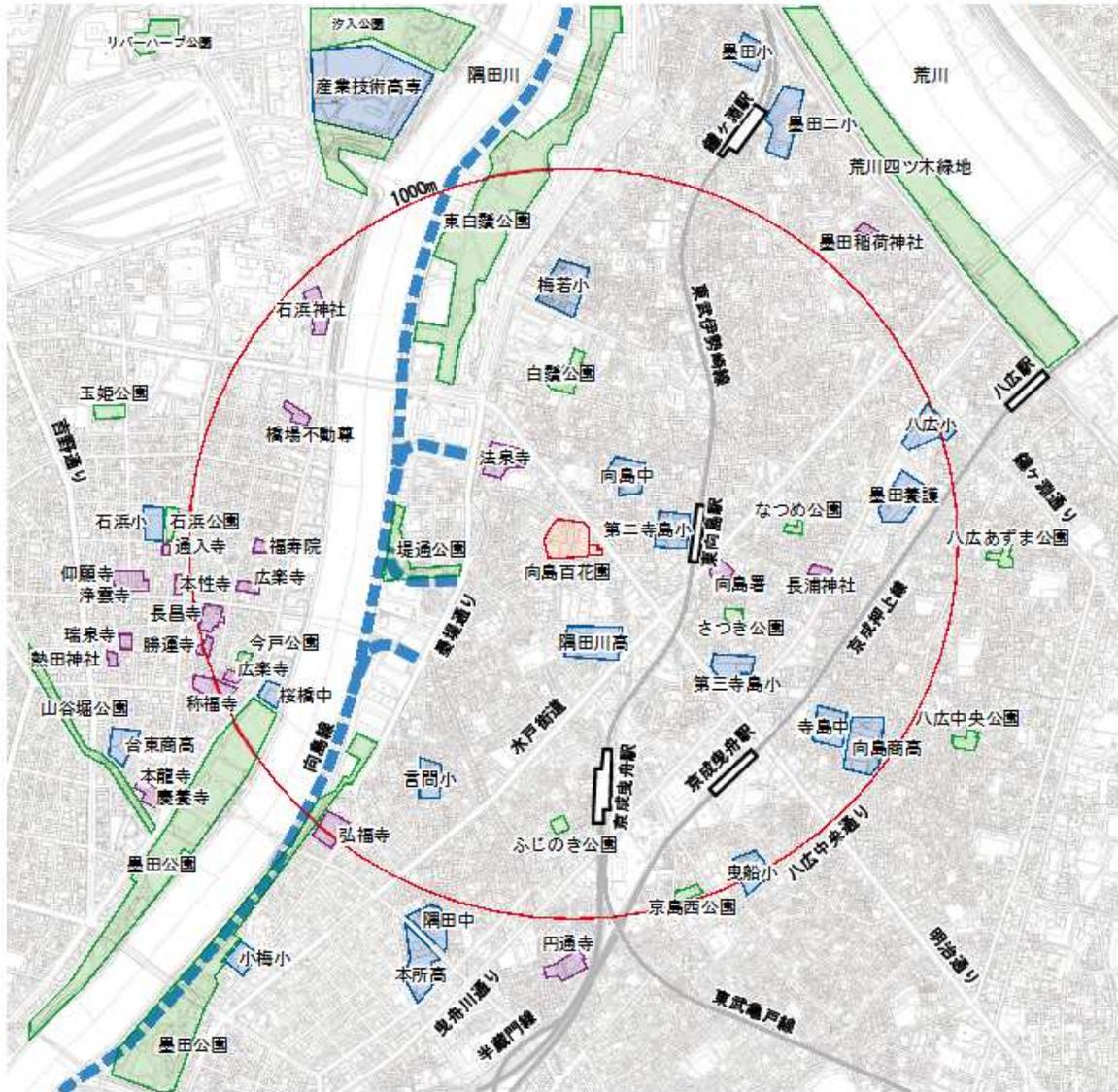
- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

計画面積	1.1 ha
縮尺	1:500
撮影年月日	令和元年8月

地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）をもとに作成

周辺土地利用図（地図）

向島百花園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



向島百花園の現況写真 【令和4年6月撮影】

①管理所周辺



⑤売店付近



②庭門



⑥つる物棚



③中央部広場



⑦秋の七草園付近



④福祿寿尊堂



⑧園路



⑨ハギのトンネル



⑬碑と竹林



⑩藤棚休憩所



⑭御成座敷前



⑪池と水辺（南側）



⑮展示パネルのある園路



⑫池と水辺（北側）



⑯児童遊園

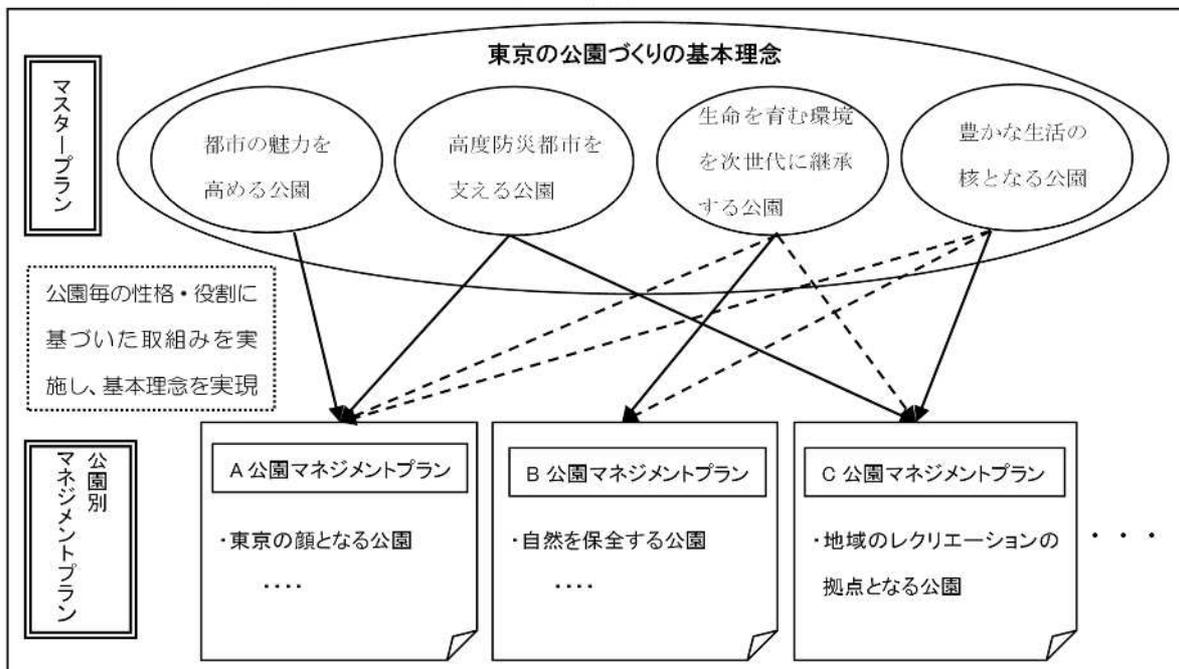


## <資料編>

## 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、向島百花園が担うことになるプログラムには◎を、向島百花園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 向島百花園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
都市基本理念 魅力1を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備	◎
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	◎
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	◎
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	◎
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信	◎
			国内外からのお客様への案内機能の強化	◎
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復	◎
		風格ある庭園景観の保全	◎	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度防災理念 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	○
			環境負荷の少ない公園づくり	○
に生命を継承する 念を育む 3公園環境を次世代	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
豊かな基本理念 生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
			鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	◎
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○

## 資料 2 向島百花園に関する資料

### (1) 庭園の沿革

昭和 8 年 2 月 28 日	名勝指定 (第二類)
昭和 13 年 10 月	民営の「百花園」を東京市が寄付受領
昭和 14 年 7 月	開園
昭和 31 年 1 月 23 日	名勝指定解除
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により都市計画決定
昭和 46 年 4 月 1 日 1971 年	国有財産無償貸付契約を締結し、約 80 ㎡の用地の貸付を受ける。
昭和 47 年 4 月 1972 年	無料公開
昭和 53 年 10 月 13 日	名勝及び史跡指定
昭和 54 年 4 月 1979 年	庭園の無料化により利用者の増大に伴い、庭園の荒廃化等もあり。庭園の文化財的価値が再認識され、自然環境保全の立場からも庭園の保護についての関心が高まった。庭園の管理はどうあるべきかを検討するため、昭和 51 年 2 月、東京都公園審議会に「庭園 (植物公園も含む) の管理のあり方について」を諮問し、昭和 53 年 11 月 22 日答申を受け、その趣旨を尊重し、再度庭園部分を有料化した。
平成 6 年 1 月 1994 年	墨田区告示第 14 号により都市計画変更
平成 14 年 2002 年	東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められた。

### (2) 庭園の自然・社会環境

#### 1) 自然環境

- ・当園は隅田川の東岸 (左岸) の自然堤防の堤内地に発達した沃野に位置する。
- ・諸国の名花、名草、四季折々の草花が植えられた草庭が中心となっている。
- ・ウメ、サザンカ、ツバキ、ムクゲなど花木も多い。

#### 2) 社会的環境

- ・公園の東部、徒歩 8 分ほどの距離に東武鉄道伊勢崎線・東向島駅が位置する。

### (3) 主要施設の概要

#### ①ハギのトンネル

ハギを竹の柵にはわせてトンネル状にした植込みで、百花園の名物である。9 月下旬には全長約 30m にわたって花のトンネルになる。

#### ②花の棚

藤棚があり、5 月上旬に甘い香りを放つ赤紫の花をつける。また、園内には他でみ

られないクズ、ミツバアケビ、カボチャの棚がある。クズは夏に紫紅色の花を、ミツバアケビは春に黒紫色の花をつける。このカボチャは食用ではなく、もっぱら色と形を鑑賞する「飾りカボチャ」である。8月の下旬にだいたい色の、直径15cmほどの実が棚にぶらさがる。

### ③池と水生植物

自然の沼池の趣をたたえた池である。一面にはミズバショウ、スイレン、ハナショウブ等があり、色とりどりの花を咲かせる。

## (4) 利用状況等データ

### 1) 有料施設の利用状況

(件)

施設名	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
御成座敷	50	62	290	170	337

### 2) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	2	2	10	24	29
映画等の撮影	2	12	23	24	32
その他	4	3	13	11	10

### 3) 主な催し物(令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	大輪朝顔展	7～9月	4,601
	2	虫さきの会	8月	181
	3	月見の会	9月	985
	4	萩まつり	9～10月	6,186
	5	菊が彩る江戸花屋敷	11月	3,532
	6	春の七草展示	12～1月	7,486
自主事業	1	江戸風鈴の展示	7～9月	4,601
	2	夏のいい庭(28日)キャンペーン	8月	181
	3	楽焼体験	10月	75
都民協働	1	庭園ガイドボランティア	12月	58
	2	庭園管理作業ボランティア	11,12月	9

### 4) 主な活動団体(令和3年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
墨田朝顔愛好会	百花園大輪朝顔展への協力	45
百花園ガイドの会	庭園ガイドの会	35
墨田区ラジオ体操連盟 向島地区	百花園の児童遊園の清掃のボランティア、ラジオ体操の実施	40